

山鹿市告示第 8 2 号

山鹿市職員等の公益通報に関する要領を次のように定め、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市職員等の公益通報に関する要領

第 1 趣旨

この要領は、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号）を踏まえ、職員等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 次のいずれかに該当し、又は 1 年以内に該当していた者をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同条第 3 項に規定する特別職の職員
 - イ 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び同法第 2 2 条の 3 第 1 項に規定する臨時的任用の職員
 - ウ 市から事務若しくは事業の委託を受け、又は当該事務若しくは事業に従事する者
 - エ 市の施設の指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員及び当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事する者
- (2) 通報対象事実 次のいずれかに該当する事実をいう。
 - ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実
 - イ 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又は害するおそれのある事実（アに掲げるものを除く。）
 - ウ 市民全体の公益に反するおそれのある事実
- (3) 公益通報 職員等が市の事務事業に関し、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときに行う通報をいう。

(4) 通報者 公益通報を行った職員等をいう。

第3 公益通報の体制整備

市長は、公益通報対応業務を総括する通報対応責任者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

第4 職員等通報窓口

- 1 市長は、公益通報の受付及び公益通報に係る相談に応じるため、職員等通報窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部総務課に設置する。
- 2 通報窓口の担当者は、自らが関係する公益通報の対応に関与してはならない。

第5 公益通報の受付等

- 1 職員等は、公益通報を行うときは、職員等公益通報書（様式第1号）により通報窓口に行わなければならない。
- 2 公益通報は、実名により行わなければならない。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料を示すときは、匿名により行うことができる。
- 3 通報窓口は、職員等公益通報書を受け付けたときは、速やかに通報対応責任者に報告しなければならない。

第6 通報者の責務

- 1 通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。
- 2 通報者は、他人に損害を加える目的、不正の利益を得る目的その他不正な目的で公益通報を行ってはならない。

第7 公益通報の受理等

- 1 通報対応責任者は、第5の3の規定による報告を受けたときは、公益通報の内容を審査の上、当該公益通報の受理の可否を決定しなければならない。
- 2 通報対応責任者は、第7の1の規定による決定をしたときは、職員等公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、速やかに通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しないとき、及び公益通報が匿名で行われたときは、この限りでない。

第8 調査の実施

- 1 通報対応責任者は、公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る通報対象事実の確認のための調査（以下「調査」という。）を行わなければならない。

ない。

- 2 調査を行う者（以下「調査員」という。）は、通報対応責任者が指名する職員をもって充てる。
- 3 職員等は、調査に誠実に協力しなければならない。
- 4 調査員は、調査を実施したときは、職員等公益通報に係る調査員調査報告書（様式第3号）により、当該調査の結果を通報対応責任者に報告しなければならない。
- 5 通報対応責任者は、調査の結果により通報対象事実があると認めたときは、職員等公益通報調査結果報告書（様式第4号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

第9 調査結果に基づく措置等

- 1 市長は、第8の5の規定による報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めたときは、速やかに通報対象事実の是正に係る措置その他の必要な措置を講じるものとする。
- 2 市長は、第9の1の規定による措置を講じたときは、職員等公益通報調査及び措置結果通知書（様式第5号）により、第8の5に規定する調査の結果及び第9の1の規定による措置の結果を速やかに通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないとき、及び公益通報が匿名で行われたときは、この限りでない。

第10 不利益取扱いの禁止

- 1 通報者に関する情報は、非公開とし、公益通報の処理及び調査に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。
- 2 市長は、通報者、通報窓口に関し公益通報に係る相談をした職員等（以下「相談者」という。）及び調査員が行う調査に協力した職員等（以下「協力者」という。）が、公益通報を行ったこと、相談を行ったこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第11 不利益取扱いに係る申出等

- 1 通報者、相談者又は協力者（以下「通報者等」という。）は、公益通報に係る事由を理由として不利益な取扱いを受けたときは、通報窓口に対しその是正を図るための措置の申出（以下「申出」という。）を行うことができる。
- 2 通報窓口は、申出を受けたときは、速やかに通報対応責任者に報告しなければならない。
- 3 通報対応責任者は、第11の2の規定による報告を受けたときは、速やかに不

利益な取扱いに係る調査（以下「不利益調査」という。）を行わなければならない。

4 第8の1から4までの規定は、不利益調査について準用する。

第12 不利益回復措置等

1 通報対応責任者は、不利益調査の結果、通報者等に対する不利益な取扱いがあると認めるときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、第12の1の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、速やかに申出を行った通報者等が受けた不利益を回復するための措置、当該不利益な取扱いを行った職員等に対する措置その他の必要な措置を講じるものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第5関係）

職員等公益通報書

通報者	氏名		通報日	
	所属			
	連絡先			
通報内容				
証拠書類等の有無				
受理（不受理）通知				
調査及び措置結果通知				

※ 通報事実が客観的に説明できる資料があれば添付すること。

様式第2号（第7関係）

第 号
年 月 日

様

山鹿市通報対応責任者

職員等公益通報受理（不受理）通知書

年 月 日付けで通報のあった職員等公益通報については、山鹿市職員等の公益通報に関する要領第7の1の規定により、次のとおり決定したので、同第7の2の規定により通知します。

- 1 公益通報の内容
- 2 結果

様式第3号（第8関係）

年 月 日

山鹿市通報対応責任者 様

調査員 所属
氏名

職員等公益通報に係る調査員調査報告書

通報者	
公益通報の内容	
調査期間	
調査方法	
調査結果	
特記事項	

様式第4号（第8関係）

年 月 日

山鹿市長 様

山鹿市通報対応責任者

職員等公益通報に係る調査員調査結果報告書

通報者	
公益通報の内容	
調査期間	
調査方法	
調査結果	
特記事項	

様式第5号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

山鹿市長

印

職員等公益通報調査及び措置結果通知書

年 月 日付けで通報のあった公益通報については、山鹿市職員等の公益通報に関する要領第9の1の規定により、次のとおり措置を講じたので、同第9の2の規定により通知します。

調査期間	
調査結果	
通報対象事実に対してとった措置	
特記事項	